

## 岡崎市特定建設工事共同企業体運用基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、岡崎市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、共同企業体とは、特定の工事の施工を目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。

### (対象工事の規模)

第3条 共同企業体の対象工事は、予定価格が2億円以上の工事とし、当該工事を確実かつ円滑に施工することができると思われる共同企業体以外の有資格者がいるときは、共同企業体と当該の単体有資格者の混合入札により執行するものとする。

2 完成に必要な技術力を持った者の数が極めて限られるため指名競争入札で執行したいとき等、前項の規定により難しいときは、入札参加者審査委員会の承認により別の執行方法を定めることができる。

### (構成員数)

第4条 共同企業体の構成員数は、2又は3を原則とする。ただし、通常の規模を大幅に上回るなどやむを得ない場合には5まで可能とする。

### (構成員の要件)

第5条 共同企業体のすべての構成員は、次の各号すべてに該当するものでなければならない。

- (1) 岡崎市入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- (2) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- (3) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

2 工事の種類及び規模等により、前号のほか必要に応じ資格要件を追加することができる。

### (結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は自主結成とする。

### (出資比率)

第7条 共同企業体の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう構成員数を勘案して、次に定めるものとする。

- (1) 構成員数2の場合 30パーセント以上
- (2) 構成員数3の場合 20パーセント以上
- (3) 構成員数4以上の場合 その都度定める

### (共同企業体の代表者)

第8条 共同企業体の代表者は、当該工事に対応する許可業種につき、特定建設業の許可を有していること。また、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大とする。

### (提出書類)

第9条 共同企業体を結成し競争入札に参加した者が落札候補者となったときは、次の各号に掲げる書類を入札後（電子入札による場合は開札後）から落札決定までの間に、係員の指示するところにより提出するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書

(2) 特定建設工事共同企業体構成員用委任状

(入札参加資格の審査)

第10条 前条の書類の提出を受けたときの審査は、岡崎市一般競争入札実施要綱に掲げる資格審査の例による。

(雑則)

第11条 この運用基準により難い特別の事由があるときは、別段の定めをすることができる。

附 則

- 1 この基準は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 共同企業体運用基準（昭和63年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。